

賞罰に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学則第28条第2項及び第29条の規定に基づき、学生の表彰及び懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表 彰)

第2条 校長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

2 表彰は次の各号により行う

- (1) 優秀賞(学業成績が優秀であり、学習態度が誠実勤勉であったと認める学生)
- (2) 努力賞(優秀賞受賞者に準ずる学生)
- (3) その他
 - ・人命救助、災害救助等に貢献し本校の名誉を著しく高めたと認める学生
 - ・ボランティア活動等の社会活動において、公共団体等から表彰を受けた学生
 - ・その他校長が特に表彰に価する行為があったと認める学生

(懲 戒)

第3条 校長は、諸規定に違反する行為があると認められた学生、又は学校の秩序を著しく乱した学生、その他学生としての本分に反した者を教育的に必要と認めれば懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、次の各号のとおりである。

- (1) 訓告とは、学生に規律違反の自覚を促し、厳重注意、始末書の提出等の処分
- (2) 停学とは、1日以上6ヶ月の期間、懲罰として登校停止処分
- (3) 退学とは、学生を懲罰として学校から排除する処分

3 懲戒処分の判断は、非違行為の動機、性質、態様、原因、影響、結果から校長が総合的に考慮して決定する。

4 懲戒処分は原則公表とする。公表する場合は、学校内とし、内容は、原則学年・氏名・処分内容・処分年月日・事実の概要とする。

5 公表の目的は、学生の看護学生としての自覚を促し、非違行為の未然防止に資する。

(賞罰の決定)

第4条 校長は表彰、懲戒を厳正かつ慎重に審査し決定するため、教員会議で協議し、運営会議で審議し、全員の合意を受けて校長が決定する。

2 決定した事項についての通達は、校長が学生に直接伝えるものとする。

3 決定事項についての施行事項は教員会議で定める。

4 停学に要した日程の学修の補習は教員会議で協議し校長が決定する。

(懲戒の解除)

第5条 校長は、学生に反省がみられ、学修に意欲的に取り組めることが確認できた場合、教員会議で協議し運営会議で審議を求め、懲戒の解除を言い渡すことができる。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。